

役員等報酬規程

社会福祉法人 希望福社会

社会福祉法人希望福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望福社会(以下「当法人」という)定款第5条に基づく評議員、第15条に基づく役員(理事及び監事)の報酬等について定めるものとする。

(役員及び評議員の報酬等)

第2条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、役員及び評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(旅費)

第3条 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する時に、公共交通機関等の利用がある時には旅費を支給することができる。なお、同日に行われる理事会、評議員会に合わせて出席した場合は、重複して支払わないものとする。

2 支給する金額は、出席する役員及び監事の動向を鑑み、2,000円とする。

3 評議員選任解任に係る評議員選任解任委員会が開催される場合における出席者についても、同様に、前項2の金額を旅費として支給することができる

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

